

要求仕様書

テレワーク基盤用ファイアウォール機器等の賃貸借及び保守

令和7年4月

長崎県総務部スマート県庁推進課

1. 調達に係る基本事項

(1) 賃貸借期間

令和7年12月1日から令和12年11月30日（60か月間）

※令和7年11月13日までに納入を完了し必要な設定及び正常動作を確認すること。

(2) 納入場所

長崎県ネットワーク基盤設置場所（住所等は契約後に開示（長崎市内））

2. 調達範囲

本件は、庁外から別途調達する閉域網 SIM により県庁ネットワークにアクセスする際に経由させるファイアウォール機器及び VPN ソフトウェア一式を賃貸借するものであり、その調達範囲については以下のとおりとする。

なお、別紙1(2)に示す VPN ソフトウェアライセンスの所有権については、本賃貸借契約満了時に県に移管するものとし、ライセンス証書等の書類一式を県に引き渡すこと。

(1) 本仕様書に記載する機器および必要なソフトウェア等(以下、「機器等」という)の調達

(2) 上記(1)で記載した機器等の搬入・設置及び設定作業(以下、「納入作業」という)

(3) 上記(1)で記載した機器等の保守および問い合わせ対応

3. 積算要件

(1) 「別紙1」に掲げる機器等を60か月間賃貸借する場合の費用及び機器等搬入・設置・設定作業、機器等の保守作業に要する費用の総額を入札金額とする。

項目	含まれるもの	参照先
機器等の調達、搬入、設置、設定作業	・ 機器等の費用 ・ 機器等初期設定費用 ・ 県（ネットワーク管理委託業者等を含む）との対応費用 ・ 書類等作成費用 ・ 契約満了後の機器等の撤去及び機器等に保存されたデータの消去費用	本仕様書及び別紙1～3
リース料率	・ 応札者が設定する料率	（任意の率）
保守料	・ 契約期間におけるソフトウェアの使用権 ・ 機器、ソフトウェア、その他納入機器等に関する問い合わせ、障害対応等の費用 ※なお、機器、ソフトウェアについては、信頼性を確保するために必ずメーカーもしくはメーカーの指定する業者と正規保守契約を締結すること。	本仕様書及び別紙1～3

4. 機器等の仕様及び性能に関する条件

- (1) 機器等の構成及び仕様は「別紙 1 機器等の要求仕様」のとおりとする。
- (2) 機種及びソフトウェアのバージョンについては、特に指定のない限り、最新の機種又はバージョンのものを選択すること。
- (3) ソフトウェアについては、メディア（媒体）、マニュアル等も含めること。また、ライセンス数については、ソフトウェアの著作権保持者の指定に抵触しないものとする。

5. 機器等の納入作業に関する仕様及び条件

- (1) 納入作業については「別紙 2 納入作業の仕様・条件」に従い、1 (1)に記載の納入期限までに完了し、物品および「7(2) 成果品」の引渡しを行うこと。
- (2) 納入作業に当たっては、県（ネットワーク管理委託業者等を含む）の指示に基づき作業を実施すること。
- (3) 納入作業完了後において、県からの機器等に関する問い合わせに対し、速やかに対応できる体制を整えること。
- (4) 納入作業に係る業務責任者、担当者を事前に書面により報告すること。
- (5) 本仕様書に定める作業内容を十分に理解し実施するために必要な能力を有する要員を配置すること。
- (6) 落札業者は、引渡し完了後において不具合が生じたとき、原因を特定するための切り分け作業に対応すること。「切り分け作業」とは、不具合の原因が納入する機器等にあるか、契約範囲外の環境にあるかの判別を行う作業とする。
- (7) 引渡し完了後においても、期待する機能が部分的にしか実現していない等、動作に問題があり機器側の見直しが発生した場合、原因の所在に関わらず再設定について協力を行うこと。
- (8) 機器等が所定の性能を満たしていないと県が判断した場合、随時チューニング作業を行うこと。
- (9) 引渡し完了後、県及び関係する委託業者に対し、機器等に関する説明を行うこと。

6. 保守に関する条件

- (1) 保守については、納入作業完了後、賃貸借期間終了まで、24 時間 365 日オンサイト対応の保守及び技術サポートを実施すること。

7. 提出物等に関する事項

(1) 事前提出資料

次の項目につき、契約後速やかに印刷物各 1 部以上を提出すること。

- ・ 納入作業予定表

- ・ 作業・納入体制図
- ・ 機器カタログ

(2) 成果品

次の項目につき、電子媒体（CD-R 等）1 部及び印刷物各 2 部（原本 1 部・複製 1 部）を提出すること。

- ・ 納入物一覧表
- ・ 設定パラメータシート
- ・ 試験報告書
- ・ 日常運用手順書
- ・ 機器付属マニュアル

8. 検収

- (1) 県の担当者による設置・設定等状況検収に合格したときをもって、機器等の納入作業完了とみなす。検収作業中以外であっても、随時、確認・報告を求める場合があるので、真摯に対応すること。
- (2) 検収に要する経費及び人員等は落札業者の負担とする。
- (3) 検収後においても、瑕疵が発見された場合は、落札業者の責任により、速やかに良品と交換すること。

9. 作業上の注意事項

(1) 機密の保持

落札業者は、いかなる場合においても本契約の履行中に知り得た情報を他に漏洩してはならない。なお、落札業者の責めにより情報の外部漏洩が起きた場合は、落札業者はその損害に対して賠償しなければならない。

(2) 再委託の禁止又は制限

落札業者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ県の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

10. その他

- (1) 契約締結は落札決定後 1 週間以内に行う。締結後速やかに「7(1) 事前提出資料」を提出すること。
- (2) 各構成品は一体となって正常に動作することとし、納入しようとする全ての機器等の動作を保証すること。
- (3) 調達物件（ソフトウェアを含む。）の稼働については、物品の製造業者の如何に関わらず、落札業者が責任を負わなければならない。

別紙一覧

別紙 1 機器等の要求仕様

別紙2 納入作業の仕様・条件

別紙3 作業・手順書項目